

国民年金保険料免除制度

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。免除申請の手続後は、日本年金機構が審査を行い、その結果が日本年金機構から郵送されます。

※免除、猶予期間を10年以内に追納しなければ、将来の年金額が少なくなります。

免 除

本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が一定基準額以下の場合に、保険料の全額又は一部が免除されます。

納付猶予

50歳未満の方で、本人・配偶者の所得が一定基準額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例

学生の方で本人の所得が一定基準額以下の場合に、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

■ 免除・納付猶予・学生納付特例・未納



申請が遅れると「障害基礎年金」等が受けられない場合があります。
お早めに手続きを。

審査の順序	納付額	対象者	請求時の 資格期間	承認期間に対する 老齢基礎年金の額	対象期間	後から保険料を 納めるには
1 全額免除	-	学生以外	算入される	2分の1として計算	7月～ 翌年6月	承認を受けた期間で 10年以内であれば、後から納めること(追納)ができる。 ※ただし、3年度目 以降は当時の保険 料に加算額がつく。
2 納付猶予	-	学生以外 50歳未満		計算されない		
3 4分の3免除	4,150円	学生以外		8分の5として計算		
4 半額免除	8,310円			8分の6として計算		
5 4分の1免除	12,460円			8分の7として計算		
学生納付特例	-	学生 (対象校のみ)	算入される	計算されない	4月～翌年3月	
未 納			算入されない	計算されない		2年以内であれば、 後から納めることが できる。

※4分の3免除・半額免除・4分の1免除は、一部免除された保険料を納付しないと未納期間となります。

■ 失業(退職)による特例免除

- 失業(退職)された方の前年の所得がゼロとして審査されます。
- 申請するときは、失業(退職)したことを確認できる、いずれかの書類の添付が必要です。

(必要なもの・コピー可)

- ◆ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
- ◆ 雇用保険被保険者離職票
- ◆ 雇用保険受給資格者証
- ◆ 雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書 ←
- ◆ 公務員だった方は退職辞令(所属印のあるもの)
- ◆ 日本年金機構指定様式の退職証明書(ご相談ください)

ハローワーク

■ 申請免除の対象となる所得(収入)のめやす

※あくまでもめやすです。

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養(夫婦+子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養(夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)



国民年金(第1号)へ資格変更の手続きをされた方へ

日本年金機構(国)から、
約2か月後に納付書が届きます。

納付場所 ・金融機関
・郵便局
・コンビニ
納付期限 ・翌月末日

国民年金保険料(1か月)

2019年度 16,410円

2020年度 16,540円

2021年度16,610円

2022年度 16,590円

付加保険料(1か月400円)
を上乗せすることができます。
年金の受給額は、「付加保
険料を納めた月数×200円」
(年額)です。

※別途、申し出が必要です。

納付方法				納付額	▲割引額	振替開始	申込・問い合わせ
現金納付 クレジットカード	毎月納付			16,610円	－		日本年金機構 厚木年金事務所
	前納	6か月	(4月～9月分)	98,850円	各810円		
			(10月～翌年3月分)				
		1年	(4月～翌年3月分)	195,780円	3,540円		
		2年	(4月～翌々年3月分)	383,810円	14,590円		
口座振替	毎月納付			16,610円	－	申出の翌月以降に開始	日本年金機構 厚木年金事務所 又は金融機関
	早割(当月末振替)			16,560円	50円		
	前納	6か月	(4月～9月分)	98,530円	各1,130円		
			(10月～翌年3月分)				
		1年	(4月～翌年3月分)	195,140円	4,180円		
		2年	(4月～翌々年3月分)	382,550円	15,850円		
電子納付 (Pay easy)	★ 納付書はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。 ★ Pay-easy(ペイジー)で納付できるかは、ご利用の金融機関へお問い合わせください。						

■ 現金での前納は、2年、1年、上期(6か月分)、下期(6か月分)以外もできますので
日本年金機構厚木年金事務所へお申出ください。

年金に関する問い合わせ先(基礎年金番号がわかるものとスムーズです。)

★日本年金機構『ねんきんダイヤル』 ☎0570-05-1165

★日本年金機構厚木年金事務所 ☎046-223-7171

平日(月～金) 8:15～17:15(週の初日は19:00) 第2土曜日 9:30～16:00

【問い合わせ先】 厚木市 国保年金課国民年金係 ☎046-225-2121(直通)

※納付相談、納付書及び社会保険料控除証明書の再発行は日本年金機構にお問い合わせください。